

第十回 参議院人事委員會會議錄第十四号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後四時三十一分開会

本日の會議に付した事件
○國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(木下源吉君) それでは開会いたします。本日の議事日程は公報の通りであります。

先ず國家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下源吉君) 御異議ないものと認めます。直ちに質疑に入りませう。

○千葉信君 大蔵省のほうからどなたとどなたがいらっしゃいますか。

○委員長(木下源吉君) 御報告します。政府のほうからは、大蔵省の給与課長、それから人事院の給与局長、次長が見えております。

○千葉信君 あと大蔵省関係のどなたがお出になる予定でございませうか。

○委員長(木下源吉君) 別に予定はありません。要求があればいたします。

○千葉信君 大蔵当局にお尋ねいたします。只今上程になつております退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、御承知のように、衆議院における大蔵委員会の審議の過程では、最初私どもの希望するような修正案が大蔵委員会を通過したようでございますが、その後再び回付になりました。結論に落ち込んだようでございますが、こういう結論が一度出たということは、或る程度予算上の見直し等がなければ、あの結論が出るはずがないと思つておりますが、若し仮に大蔵委員会が先に決定しましたような修正がなされた場合に、大蔵当局としてその予算についてのお見直しがどういふ状態だったか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

希望するような修正案が大蔵委員会を通過したようでございますが、その後再び回付になりました。結論に落ち込んだようでございますが、こういう結論が一度出たということは、或る程度予算上の見直し等がなければ、あの結論が出るはずがないと思つておりますが、若し仮に大蔵委員会が先に決定しましたような修正がなされた場合に、大蔵当局としてその予算についてのお見直しがどういふ状態だったか、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) ちよつとこの点につきましては、速記をとめて頂きたいと思ひます。

○委員長(木下源吉君) 速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(木下源吉君) 速記を始めて下さい。

○千葉信君 重ねてお尋ねいたしますが、私どもの承りました非公式な話によりますと、衆議院の方におけるいろいろな審議の過程の中で、大蔵省当局としては、若しどうしても衆議院の最初の委員会における修正が不可能であつた場合には、当然近い機会に或る程度の修正予算を組まなければならぬという情勢があると思はれるから、その時期に或る修正予算でこの問題の解決を図るよう計上して救済したい、こういう考え方が大蔵省当局にないわけではないというふうなお話ですが、その点については、問題のいい解決を

図るためにできるだけ大蔵省当局の考えをこの際承つて置きたいと思ひます。

○政府委員(磯田好祐君) 只今千葉委員からお話のありました、近い機会におきましてこの退職手当の基準の引上げに伴う分といたしまして、修正予算を提出して、そのために努力をするというふうなことを答弁いたしましたことはございませぬ。

○千葉信君 速記をとめて下さい。

○委員長(木下源吉君) 速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(木下源吉君) 速記を始めて下さい。

○千葉信君 この衆議院から回付されたました案件に関連のある問題ですが、御承知のように、大蔵本省の賠償施設処理事業費の支弁に係る事務に従事する職員に対して退職手当がどういふ扱いになるか、この点を御質問申上げたいと思ふのですが、只今申上げた職員の定数は、行政機関職員定員法昭和二十四年法百二十六号の第二条第四項に基づき終戦処理業務費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令によつて、当初の四千七百七十五名が極く最近四千五百五十名に減らされたもので、政令が改正されたと否にかかわらず、実際上しばしば数名の削減は数十名ずつ、連合国軍の各地方の民事部からのモロンドンにより人員の削減を余儀なくされて、またま政令の改正された際に退職した者は、退職手当法、或いは國家公務員

等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第一号の適用を受け有利な取扱をされているが、その政令の改正との間に退職した者は、同法第四号第四号の適用を受けて不利に取扱われているとのことであるが、こういう取扱が果してなされておるかどうか、この点の関連についてお伺ひいたします。

○政府委員(磯田好祐君) 只今御質問の賠償関係の職員或いは終戦処理事業費関係の職員等につきましては、定員法との関係につきましては、定員法の第二条に、各行政機関別の定数は、これ終戦処理事業費、特殊財産処理費、賠償施設処理業務費等の支弁に係る事務に従事する職員の各行政機関別の定数を定める政令によつて定めるとなつておるのであります。で御承知のように、一般の行政各省各庁におきましては、例へば本省の分限、外局の分限人というふうな、それ、各省各庁ごとに定員を定めておるのであります。この只今問題になつております終戦処理事業費、それから賠償施設処理業務費等は、特殊財産処理費等の関係につきましては、各省各庁別の定員が法律では明定できないという関係にあるわけですね。従ひましてこれを政令に譲つておるわけでありまして、この分につきましては、もと／＼定員法によりまして各省各庁の定員と全く同様に取扱うべきものであるという関係は同様の取扱をするというふうなことはいたしております。

○千葉信君 御承知の通りに、退職手

当の支給の率の問題につきましては、衆議院の大蔵委員会における審議の経過並びに参議院における本案審議の際も、各党派が一応一致してどうしてこの支給率の引上げが理の当然であるという考えを以ていへる、修正案の案件も考慮されましたけれども、遺憾ながら成功はしなかつた。併し實際上これらの公務員諸君の状態を見ますと、年三割以上の人員がどし／＼首を切られておる。そういう前提の下に或る程度給与に幅もあるようでは、ございませうけれども、何と申しまして、現下の国情からいって失業者の氾濫している街頭に放り出されて行くこれらの諸君に対しては、やはり國家として相當の点を考慮する必要がある。こういう点から大蔵省当局としても単に予算の関連だけ捉はれないで、国会における審議の経過を十分参考にして、今後この問題の適正な解決を図るようになされることを私から強く要望して私の質問を一応これで打ち切ります。

○委員長(木下源吉君) 質疑はありますか。……質疑がなければ、直ちに討論に入りたいと思ひますが御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下源吉君) それでは御異議ないと認めます。只今よりこの法案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。

○千葉信君 私は本案に対して反対いたします。反対の理由につきましては本会議における討論と重複いたします

ので省略したいと思ひます。
○委員長(木下源吉君) 他に御発言ございせんか。

○森崎隆君 この法案につきましては結論的には賛成をいたすことになるのでございせんか。党をいたしまして、随分修正の一番大切な問題につきまして努力をいたして参つたのでございせんか。現在の情勢をいたしましてこれに希望が持たないような状況にございせんか。併しながら近い将来におきまして何とか所期の我々の意向をこ

の中に盛るよう努力を続けるのは私たちが変らない方針でございせんか。ただ問題はここで我々の反対によりまして通過しなかつた場合にはその相当期間のブランクがある。このこと自体はやはり公務員のかたがたに對しまして相済まないという点もございせんか。いろいろ大切な問題を含んだまま今回は一応賛成の意を表したいと思ひます。

○委員長(木下源吉君) 他に御発言はございせんか。

○紅霞みつ君 私は本案に賛成をいたします。但し無条件の賛成ではございせんか。条件につきましては今森崎委員から言われましたようなことと大体一致しておりますので、重複いたすと思ひますから省略いたしますけれども、飽くまでもこの法律は臨時措置という意味におきまして、当然将来においてはこの公務員の要望に應える、そうして立派な法律にして行くということを条件として、実施期間も切れるということでございます。諸般の情勢から修正案が通らないという現実の上において、仕方なくと申しましたように、これは止むを得ず賛成をいた

す次第でございせんか。併し政府におきまして十分この意を汲みとつて頂きまして、これが立派な法律になることに努力されましますように、本場に強く要望いたしまして賛成いたします。

○加藤武徳君 自由党は本法律案に賛成をいたします。賛成の理由は省略いたします。

○委員長(木下源吉君) 討論は終結いたしました。賛成の理由は省略いたします。御異議ございせんか。

○委員長(木下源吉君) 御異議ないことを認めます。

○委員長(木下源吉君) 御異議ないことを認めます。それでは国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。本案を可とされる方の御挙手を願ひます。

○委員長(木下源吉君) 多数と認めます。よつて本案は可決すべきものと決定されました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本法律案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願ひすることに御異議ございせんか。

○加藤武徳君 一言私、申述べたいと思ひます。第九国会におきまします給与法の委員長報告の際に、我が党内におきまして若干異論を挟む者がなかつたのであります。私は必ずしもそれは思ひなかつたのであります。或いは委員長長の私見が

委員長報告の内容に盛られたものではなかつたかという疑ひがあつたやに私は記憶しておるのであります。この点第九国会におきましますような疑ひを起さないように御処置を下さいますようお願いを申し上げます。

○委員長(木下源吉君) その他御意見ありませんか。……それでは只今加藤君の御発言のことを附加いたしました。御承認願ひすることに御異議ございせんか。

○委員長(木下源吉君) 御異議ないことを認めます。

○千葉信君 私は全く条件を付けないで委員長に一任いたします。

○委員長(木下源吉君) それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
加藤 武徳 宮本 邦彦
森崎 隆 小野 哲
紅霞 みつ 西川基五郎

○委員長(木下源吉君) 御署名漏れはありせんか。……ないと思ひます。

○千葉信君 動議を提出いたします。本会議の方に相当重要な案件がかかつておるようでありまして、多数記名採決を要する法律案が審議されておるようでございますから、一時この際委員会を休憩せられんことの動議を提出いたします。

○加藤武徳君 只今千葉君から委員会休憩の動議がございしましたが、私は只今の千葉君の動議に反対いたします。なぜかならば或には国家公務員災害

補償法案がすでに一カ月も前に付託されておるのでありまして、いよいよ自然休会も明日からというやうな取りきめに相成るやうに承わつておるのであります。是非私は本法案の審議を継続いたしまして、できるだけ早くこの法案を、我々が先議でもありますし、衆議院に送り込みたいという希望も持つておりますので、本法案の審議の継続を私は動議として提出いたします。

○千葉信君 私の動議を撤回いたします。但し実は今私は本会議の方に出て討論しなければならぬ時間になつておりますので、退席いたしますから、あとはどうぞよろしく皆さん御継続されんことを願ひます。

○森崎隆君 私も本会議の方にどうしても今から出席しなければならぬ立場でございまして、退席いたします。

○委員長(木下源吉君) ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(木下源吉君) 速記を始めて下さい。

暫時休憩いたします。
午後四時五十五分休憩
〔休憩後開会に至らず〕
出席者は左の通り

委員長 木下 源吉君
理事 加藤 武徳君
伊藤 保平君
千葉 信君

委員 西川基五郎君
宮本 邦彦君
重盛 壽治君
森崎 隆君

政府委員
人事院事務局長 瀧本 忠男君
人事院事務局長 慶徳 庄意君
大蔵省主計 磯田 好祐君
事務局側
常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊登御堂定君

小野 哲君
紅霞 みつ君